



令和3年度

浦安市市税条例 改正のポイント

(サマリー版)

令和3年度の税制改正や社会情勢の変化に伴い、改正された市税条例が本年度も公布されました（市議会第1回臨時会および第2回定例会において議決）。
今回の市税条例の改正のうち、生活に直結しやすいポイントを抜粋したサマリーを公開します。

浦安市 財務部 市民税課

(1) 個人市民税の非課税の範囲

(国外居住者の取扱い)



令和2年の税制改正において扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しが行われたことにより、個人住民税の均等割および所得割の非課税限度額の算定基礎となる条文を改正しました。

令和6年1月1日より施行

市民税の非課税の考え方 (例示)

たとえば、個人市民税のうち「均等割」が非課税となるか否かは

$$\text{前年の合計所得金額} \leq 35\text{万円} \times (\text{配偶者や扶養親族} + 1) + 31\text{万円}$$

という計算式で判断されます。

このうち算定の基準となる「扶養親族」について、今回の条例改正により

①16歳未満の者 ②控除対象扶養親族 の条件に限定しました。

※この扶養親族に関する考え方は均等割の非課税の算定(条例第24条)に加え、所得割の非課税の算定(附則第5条の3)にも適用

※扶養親族のいない方が計算に使用する加算額は31万円ではなく10万円

控除対象扶養親族のうち国外居住者の取扱い

扶養親族の条件の1つである「控除対象扶養親族」は、参考として掲載した下図のとおり16歳以上の方が適合します。

このうち、**30歳～69歳の非居住者(国外居住者)**を**控除対象扶養親族から除外**(扶養の算定の基準とならない)しました。

ただし、30歳～69歳の非居住者であっても次に該当する方は除外されません。

- ①留学している方
- ②障がい者の方
- ③生活費や教育費を38万円以上納税義務者から受けている方

【参考】年齢における扶養の区分



“控除対象扶養親族”

今回影響が生じる方 (イメージ)

今回の改正に伴い影響が生じる対象としては、次のような方が想定されます

- ▶国際結婚をし、国外に配偶者がいる方
- ▶外国人労働者の方(国外・母国に居住する親族を扶養している)

この改正が市の会計に与える影響

今回除外となる対象者は約520人で、市税としては約**1,000万円の増収**になると見込まれ、影響としては軽微なものと判断されます。

※令和3年度(令和2年度所得)データをもとに算出

(2) 住宅ローン控除の特例

(期間延長と要件の緩和)



消費税引き上げの反動減対策として、年末時点での住宅ローン残高の1%を控除する特例が制定されましたが、コロナ禍における経済対策として前回の改正で令和2年9月末までの契約分についてもこの対象に追加されました。

※注文住宅の場合

今回、コロナ禍の影響で住宅建設が遅延し入居が遅れたことを想定した期間の延長と、新たな緩和要件が追加されました。

公布日施行

★**住宅ローン控除** 住宅ローンの年末の残高（最大4,000万円まで）の1%を控除できる（年額最大40万円）
所得税から控除し、控除しきれない分を市民税から控除する（控除期間は最大13年）

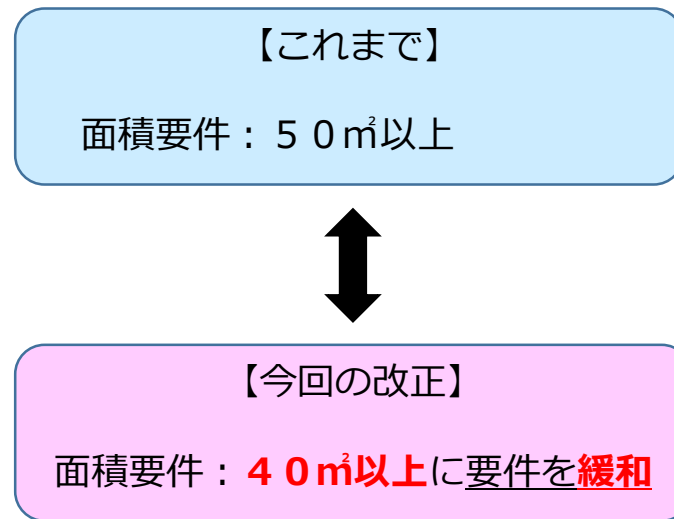
期間延長のイメージ

	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)
今回の改正 コロナ対策 延長	税率10%に (10月1日)		控除期間 最大13年	令和3年末までの入居
前回の改正 コロナ特例			控除期間 最大13年	令和3年末までの入居
前々回改正 消費税10%の 反動減対策		控除期間 最大13年		令和2年末までの入居

【今回の改正で対象となる契約期間】

注文住宅・・・令和2年10月～令和3年9月末までの契約
分譲住宅・・・令和2年12月～令和3年11月末までの契約

面積要件の緩和



※ただし、面積40㎡～50㎡における住宅ローン控除の対象者は
合計所得金額が1,000万円以下の方となります

※この特例における市税の減収分は、原則として全額国費で補てんされます

(3) 減免申請ができる期限の改正

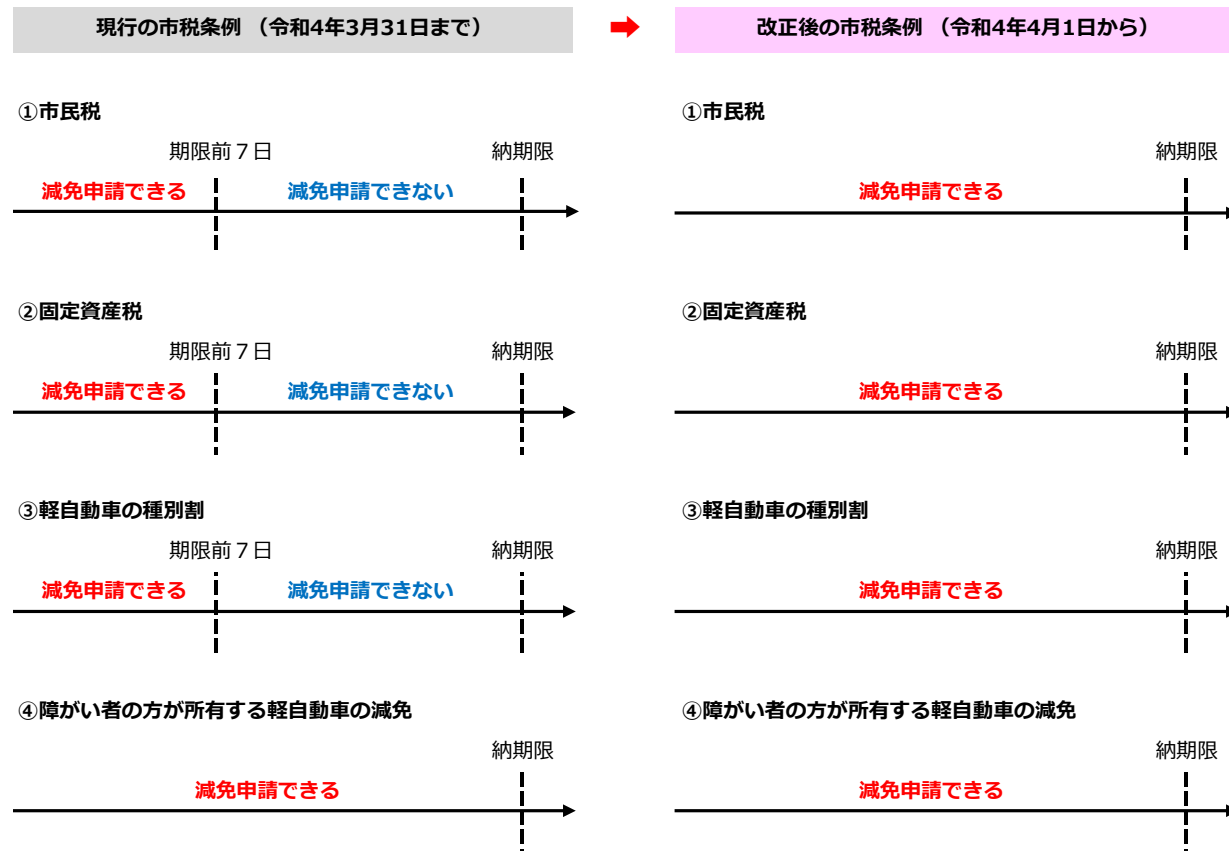


市税条例では複数の市税に対し、条例で規定する一定の要件を満たせば減免（税額を減らしたり免除にする規定）を決定しています。これまで減免の申請ができる期限について、多くが各税の納期限前7日前までに設定していましたが、コロナ禍における社会情勢や市民からの要望により、減免の申請期限を納期限までに緩和しました。

令和4年4月1日より施行

★市税条例で規定する減免と申請期限の変更イメージ

※特別土地保有税や軽自動車の環境性能割など、一部を省略し記載しています



◆各市税において減免申請の対象となる要件については市税条例で規定しています
(例) 市民税・・・①生活保護を受ける者 ②当該年で所得が皆無となり生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
③学生及び生徒 ④公益社団法人及び公益財団法人 (ほか)